



資料編

1 岐南町子ども・子育て会議

(1) 岐南町子ども・子育て会議条例

○岐南町子ども・子育て会議条例

平成25年6月21日

条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、岐南町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法第6条に規定する子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(岐南町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 岐南町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年岐南町条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年条例第21号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

【2023（令和5）年度まで】

任期：2022（令和4）年4月1日～2024（令和6）年3月31日
（敬称略）

区 分	役職	氏 名	所属および役職等
学識経験を 有する者	会 長	西垣 吉之	中部学院大学 教育学部 子ども教育学科 教授
		渡邊 喜代子	羽島郡医師会 渡辺小児科 院長
子どもの保護者		松本 暁大	東小学校 PTA 副会長
		武藤 久美子	うれしの東保育園保護者会長
子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者		堀 裕美	(福) 豊誠会 岐南さくら認定こども園けやきの杜 園長
		萩野 道世	(福) 登豊会 うれしの認定こども園 園長
		岩砂 典子	にこにこ・すくすくサロン子育て支援員 代表
関係行政機関の 職員		宮川 浩司	羽島郡二町教育委員会 学校教育課長
町長が必要と 認める者	副会長	後藤 友紀	岐南町議会議員
		小野木 賀代子	岐南町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員（東校区）
		木下 真智子	岐南町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員（北校区）
		番 直美	岐南町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員（西校区）
		西 雅代	羽島郡二町教育委員会委員

【2024（令和6）年度から】

任期：2024（令和6）年4月1日～2026（令和8）年3月31日
（敬称略）

区 分	役職	氏 名	所属および役職等
学識経験を有する者	会 長	西垣 吉之	中部学院大学 教育学部 子ども教育学科 教授
		渡邊 喜代子	羽島郡医師会 渡辺小児科 院長
子どもの保護者		森下 智代巳	岐南中学校 PTA 会長
		松浦 朱里	岐南さくら南認定こども園保護者会長
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者		堀 裕美	（福）豊誠会 岐南さくら認定こども園けやきの杜 総括
		萩野 道世	（福）登豊会 うれしの認定こども園 園長
		岩砂 典子	にこにこ・すくすくサロン子育て支援員 代表
		稲田 永理	学童保育民間委託事業者 （社会福祉法人さくらゆき）
関係行政機関の職員		宮川 浩司	羽島郡二町教育委員会 学校教育課長
町長が必要と認める者		長谷川 淳	岐南町議会議員
		小野木 賀代子	岐南町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員（東校区）
		木下 真智子	岐南町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員（北校区）
	副会長	番 直美	岐南町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員（西校区）
		羽田野 正史	羽島郡二町教育委員会委員

2 計画の策定経過

年 月 日	実施内容
2023（令和5）年 11月22日	○令和5年度 第2回岐南町子ども・子育て会議の開催 (1) 第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画策定のための利用希望把握調査（アンケート調査）について (2) 地域型保育事業（小規模保育事業）の認可について
2023（令和5）年 12月1日～12月22日	○第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画策定のための利用希望把握調査（アンケート調査）の実施
2024（令和6）年 3月18日	○令和5年度 第3回岐南町子ども・子育て会議の開催 (1) 第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画策定のための利用希望把握調査（アンケート調査）結果報告について
2024（令和6）年 6月27日	○令和6年度 第1回岐南町子ども・子育て会議の開催 (1) 令和5年度子ども・子育て支援事業計画の目標値に対する実績の評価について (2) 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について
2024（令和6）年 9月13日	○令和6年度 第2回岐南町子ども・子育て会議の開催 (1) 第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画の策定及びこども計画について
2024（令和6）年 12月25日	○令和6年度 第3回岐南町子ども・子育て会議の開催 (1) 第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画の策定について
2025（令和7）年 1月20日～2月13日	○パブリックコメントの実施
2025（令和7）年 2月20日	○令和6年度 第4回岐南町子ども・子育て会議の開催 (1) 第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画の策定について (2) 乳児等通園支援事業の認可について

3 用語解説

【あ行】

生きる力

新学習指導要領における生きる力とは、知・徳・体のバランスのとれた力のことであり、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身につけさせたい「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素からなる力のこと。

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

一時預かり（幼稚園型）

幼稚園や認定こども園において、通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

【か行】

学童保育

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたちに対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

確認

子ども・子育て支援法における確認とは、認可を受けた施設・事業等を、その申請に基づき、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度のこと。

確保方策

推計した量の見込みに対応するために確保する、事業の提供量や実施内容等の提供体制を示すもの。

家庭的保育

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、定員5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所において家庭的保育者による保育を行う事業。

企業主導型保育事業

2016（平成28）年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費および運営費の助成を行う。

教育・保育施設

認定こども園、保育所、幼稚園のこと。このうち、都道府県が認可し、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認するものを「特定教育・保育施設」という。

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

協働

町、市民活動を行う者、町民および事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該乳幼児の居宅において、1対1を基本として家庭的保育者による保育を行う事業。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、ある年の女性の年齢別出生数が変わらないという仮定のもと、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計することで人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数を推計した値。総人口を維持するために必要な基準は2.07とされている。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018（平成30）年度から2019（平成31）年度末までの2年間で確保していくとともに、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦および乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦および乳幼児の健康の保持および増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする事業。

こども家庭センター

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直して創設された、児童および妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。2022（令和4）年6月に成立した児童福祉法の一部を改正する法律により、市町村はその設置に努めることとされている。

こども基本法

2022（令和4）年6月に成立した、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法。

こども計画

こども基本法第10条において市町村に策定するよう努めることとされている、こども施策に関する計画。子ども・子育て支援事業計画や子ども・若者計画など、法令の規定により作成するこども施策に関する事項を定めた計画と一体的に作成することができるとされており、これによりこども施策全体に一貫性をもたせ、住民にとって一層わかりやすいものとするこどもが期待されている。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法および認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援法

2012（平成24）年8月に成立した、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。2024（令和6）年6月に改正法が成立し、乳児等通園支援の規定等が新たに盛り込まれた。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をするこどもができる食堂。

こども大綱

こども基本法第9条第1項に基づき2023（令和5）年12月に閣議決定された、従来別々に作成されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法および子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、政府全体のこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたもの。

こども誰でも通園制度

⇒「乳児等通園支援事業」

子どもの貧困対策の推進に関する法律

⇒「こどもの貧困の解消に向けた施策の推進に関する法律」

こどもの貧困の解消に向けた施策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育および教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害されおよび社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法律。2013（平成25）年に公布された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2024（令和6）年に改正され本法となった。

子ども・若者育成支援推進法

有害情報の氾濫など子ども・若者をめぐる環境の悪化、ニート、ひきこもり、不登校など子ども・若者の抱える問題の深刻化などを踏まえ、子ども・若者育成支援のための施策を総合的に推進することを目的として、2009（平成21）年7月に公布された法律。

【さ行】

事業所内保育

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

次世代育成支援対策推進法

2003（平成15）年7月に成立した、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律。2005（平成17）年4月から10年間の時限立法であったが、2014（平成26）年度および2024（令和6）年度に改正が行われるとともに法律の有効期限が延長されており、現行法ではその有効期限が2035（令和17）年3月まで延長されている。

主任児童委員

児童委員の個別支援活動を援助するとともに、児童福祉全般の充実のために広域的・専門的取り組みをし、事情によっては地域担当の児童委員に代わって個別の児童の問題を担当する。

小規模保育

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、定員6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業。

ショートステイ事業

子育て短期支援事業の一つであり、保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが入所できていない児童を「入所待ち児童」といい、国の定義に基づきその人数から私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

短期入所生活援助事業

⇒「ショートステイ事業」

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育を行う事業。このうち、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として認可・確認する事業者が行う事業のことを「特定地域型保育事業」という。

特定教育・保育施設

⇒「教育・保育施設」

特定地域型保育事業

⇒「地域型保育事業」

トワイライトステイ事業

子育て短期支援事業の一つであり、保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

乳児等通園支援事業

保育所等に入所していない3歳未満の乳幼児に対し、保育所等において適切な遊びや生活の場を与えるとともに、その保護者に対して心身の状況および養育環境を把握するための面談や子育てに関する情報提供、助言その他の援助を行う事業。

認可

行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。

認可外保育施設

児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規定に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が6人以上の施設等、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気等で、昼間に子どもを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

就学前教育と保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして幼稚園機能と保育園機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務づけられている施設のこと。

【は行】

ハイリスクアプローチ

育児負担や生活困窮等の課題を抱えるなど、支援が必要だと考えられる人に対して、個別的な継続支援を行う方法。

病児・病後児保育

地域の児童を対象に、当該児童が発熱等の急な病気になった場合に病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、および保育中に体調不良となった児童に対して保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

保育所

保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設。

放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業のこと。文部科学省が所管している。

放課後児童クラブ

⇒「学童保育」

ポピュレーションアプローチ

対象となる集団全体に働きかけることで、集団に属する一人ひとりのリスクを軽減し、その集団全体をよい方向にシフトさせるという方法。

【ま行】

民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された、厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、および必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民の困りごとを解決するために、福祉制度等に関する情報提供や相談等の支援を行う。

【や行】

夜間養護等事業

⇒「トワイライトステイ事業」

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護その他の日常生活上のケアを日常的に行っている子ども・若者のこと。

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法22条には「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」と規定されている。

幼稚園の預かり保育

⇒「一時預かり（幼稚園型）」

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童およびその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の推計の子ども数等に加え、保護者に対する調査の実施等により把握した各事業における潜在ニーズも踏まえて推計する、将来必要となる事業の提供量のこと。

【数字／英字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、教育のみを必要とする児童。

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により施設等での保育を必要とする児童。

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により施設等での保育を必要とする児童。

ICT

Information and Communications Technologyの略称。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。